主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

第一 申立

(一) 控訴人の求める裁判

「原判決を取り消す。被控訴人は控訴人に対し、金六二七、五六六円およびこれに対する昭和四一年八月二八日以降完済まで年五分の割合による金員の支払いをせよ。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決。

(二) 被控訴人の求める裁判

控訴棄却の判決。

第二 主張

当事者双方の事実上および法律上の主張は、左のとおり付加するほかは、原判決事実摘示のとおりであるから、それをここに引用する。

(控訴人の主張)

ー 本件支給裁定の取り消しは適法有効であり、かつ、その効果は当然に既往に 遡及するものというべきである。

従来、瑕疵ある行政行為の職権による取り消しについては、その行政行為を基礎として形成された法律秩序の維持尊重、人民の既得の権利・利益の保護という見から、その行政行為が申請者の詐欺等の不正行為に基づくことが顕著な場合でないとか、あるいは、相当の期間を経過した後においてはこれを取り消すことができるといとかいつた見解が判例学説によつて支持されてきたが、このような見解によるよいとかいつた見解が判例学説によって支持されてきたが、このような見解によるは、瑕疵ある行政行為の取り消しは、その取り消しによって生ずる関係人のによるは、瑕疵ある行政行為の効果をそのまま維持することにならば、現立を取り消すことなく瑕疵ある行政行為の効果をそのまま維持することになるなる益上の不利益とを比較考量し、それを放置することが公共の福祉の要請に照らて著しく不当であると認められるときに限って許されるということにならざるをえないであろう。

しかして、瑕疵ある行政行為の取り消しの制限に関する右のような判例学説の立 場は、主として農地法(もしくは自創法)上の各種の処分、許可などの取り消しの 可否の問題をめぐつて形成されてきた超法規的な条理上の取消権の制限にほかなら ないが、かような制限を前提としてもなおかつ、本件扶助料の支給裁定の取り消し は適法有効といわなければならないのである。すなわち、一般に恩給法上の遺族扶 助料の支給は、遺族の生活保障という性質を濃厚に帯有するもので、死亡公務員と の関係の緊密の度合により受給順位が決定され、かつ、その受給権は一身専属的な ものとされているのであって、いわゆる給付行政に属するものと考えられ、その支給裁定も受給要件を具備することの確認的な行政行為にほかならず、ただ、扶助料の支給に関する行政事務を的確かつ能率的に処理するために、支給裁定を受けた者 に限つて現実に扶助料の支給を受けうるものとしているにすぎないのである。そう だとすると、真実受給権を有しない者に対してなされた扶助料の支給裁定は、法の 趣旨に反する重大な瑕疵ある行政行為というべきであるばかりでなく、これを放置 することによつて真の受給権者が扶助料の支給を受けえないという不当な結果を避 けることができない。一方、受給権を有しない者としては、もともと扶助料の支給 を受けるなんらの権利も有しておらず、また、誤つて支給の裁定を受けたとして も、それによつて実体上受給権を取得するにいたつたわけでもないのであるから その支給裁定が取り消されたからといつて、そのために保護に値する権利・利益が 侵害されるにいたるわけではない。また、支給裁定に基づく法律関係としては、金 銭の支給があるだけで、その行政行為を基礎として新たな法律状態が形成される余地はなく、したがつて、裁定の取り消しによつて破壊されるような新たな法律秩序 も存在しないというべきであつて、以上の諸点を彼此比較考量するならば、右取り 消しについては前記条理上の制限は及ばず、かつ、その取り消しの効果は当然に遡 及するものといわなければならない。

なお、各種社会保険および公的扶助の過誤支給分については、受給者が不正手段を用いて給付を受けた場合でない限り、その返還を請求することができない旨の明文の規定が設けられているけれども、本件扶助料支給の根拠法である恩給法にはかような規定はない。これは、その費用の全額が国庫負担であること等によるものであつて、この点からも、扶助料の過誤支給分は全額返還せしめるというのが法の趣旨とするところであることが明らかであろう。

(被控訴人の主張および抗弁)

- 行政処分にはいわゆる公定力が認められているのであるから、当事者および 第三者がそれを有効なものと信頼し、その信頼の上に立つて法的安定を維持し、利 益を享受するにいたることは当然のことであつて、かような信頼にもとづく法的安 定、既得の利益は十分保護に値するものといわなければならない。したがつて、 事者の側になんら責むべき事由もないのに、行政庁が職権でその処分を取り消し、 遡及的に利得の返還を求めるがごときことは、信義則・禁反言の法理ないしは既得 権尊重・法的安定性の原則に照らして許されないというべきである。しかるところ 被控訴人は、中学三年生のころ祖母らの取りはからいで本件扶助料の支給を受ける ようになり、それが有効に支給されることに寸毫の疑いをさしはさむこともなく これを学費、生活費、結婚費用等に充当費消してきたものであるから、本件支給裁 定の取り消しは無効のものというべきである。
- かりに本件支給裁定の取り消しが有効でそれが遡及効を有するとしても、被 控訴人は支給を受けた本件扶助料を右のとおりすでに全額費消してしまつており、 しかも、その生活状態からしてそのために喪失を免れた財産も存在しないから、被 控訴人の利得は全く現存していない。

三 かりに以上いずれの主張も認められないとしても、本件不当利得返還請求権 はすでに時効によつて消滅している。

すなわち、金銭の給付を目的とする国の権利は、五年間で時効によつて消滅する が(会計法三〇条)、被控訴人が最終に本件扶助料の支給を受けたのは昭和三六年 七月一一日であるから、その時より五年を経過した昭和四一年七月一〇日限り右請 求権は時効によつて消滅するにいたつたものである。 (時効の主張に対する控訴人の反論)

- 本件不当利得返還請求権は、支給裁定が取り消されることによりは じめて発生する権利であるから、その消滅時効の起算点は被控訴人主張の昭和三六 年七月一一日ではなく、本件支給裁定の取り消しがなされた昭和四一年五月二七日 である。したがつて、右請求権の時効期間がかりに五年であるとしても、未だ時効 によつて消滅するにはいたつていない。
- (二) かりに右時効の起算点が昭和三六年七月一一日であるとしても、本件不当利得返還請求権の消滅時効期間は一〇年である。すなわち、扶助料の受給権自体は公法上の権利であるけれども、その誤払いによる不当利得返還請求権は一般私法 上の債権であるにすぎないから、その消滅時効の期間は民法の規定に従い一〇年で
- かりに右請求権の時効期間が五年であり、その起算点が昭和三六年七月 -日であるとしても、その消滅時効は中断している。すなわち、本件扶助料の返 還請求については、国の特定の支給金にかかる返還金債権の管理の特例等に関する 法律(昭和三二年法律第八九号)が適用されることとなるが、同法施行令第三条によると、返還金債権にかかる債権の管理に関する事務を債権管理官以外の者(債権 管理主任者)に行なわせることができ、債権管理主任者は、同令第六条により口頭をもつて返還金債権の履行を請求することができるものとされており、かつ、同規 則第二条によると、分課の長をもつて債権管理主任者に充て、また、同規則第七条 によると、債権管理主任者は口頭による履行の請求を恩給等給与金の払渡の事務を 行なう郵便局長に行なわせるものとするとされている。しかして本件の場合、右債権管理主任者は広島地方貯金局恩給課長であり、恩給等給与金の払渡の事務を行なう郵便局長は宇和島朝日町郵便局長がこれに当るところから、右恩給課長は本件支 給裁定が取り消された後である昭和四一年六月一四日付で右郵便局長に対し、 金債権の履行請求についての依頼をなし、これにもとづいて同郵便局長は被控訴人 に対し、同月一七日口頭で本件扶助料の返還を請求したから、本件不当利得返還請 求権の消滅時効はこれによつて中断するにいたつたものである。

(時効中断の主張に対する被控訴人の反論)

広島地方貯金局恩給課長の依頼にもとづき、宇和島朝日町郵便局長が、控訴 人主張の時に被控訴人に対し、口頭で本件扶助料の返還を請求したことは認めるけれども、右口頭による履行の請求は、債権発生の日(最終支給日である昭和三六年 七月一一日)より三ケ月を経過した後になされたものであるから(前記法律三条、 同法施行令三条参照)、無効のものというべく、したがつて消滅時効は中断してい ない。

第三 証拠関係

証拠関係は、控訴人において甲第一、二号証を提出し、被控訴人において右甲号

各証の成立を認めたほかは、原判決事実中証拠の項に記載のとおりであるから、それをここに引用する。

理 由 一 控訴人主張の請求原因事実についてはすべて当事者間に争いのないところ、 被控訴人は、本件扶助料支給裁定の取り消しは、なんらの責むべき事情もない被控 訴人の既得権を侵害するものであるから違法かつ無効であると争うので、まずこの 点について判断することとする。

般に、行政処分は適法かつ妥当なものでなければならないから、一旦なされた 行政処分も、のちにそれが違法もしくは不当であることが明らかとなったときに は、処分庁みずからこれを職権で取り消し、遡及的に処分がなされなかつたのと同 -の状態に復せしめることができるのが本来であるが、ただ、取り消さるべき行政 処分の性質、相手方その他の利害関係人の既得の権利利益の保護、当該行政処分を 基礎として形成された新たな法律関係の安定の要請などの見地から、条理上取り消 しをなすことが許されず、もしくは、制限される場合があることを承認しなければならない。すなわち、(一)、行政処分が一定の争訟手続に従い、なかんずく当事 者を手続に関与せしめて紛争の終局的解決が図られ確定するにいたつた場合には、 当事者がこれを争らことができなくなることはもちろん、処分庁も、特別の規定の ない限り、それを取り消しまたは変更しえない拘束を受けるにいたるものであり (最高裁判所昭和二五年(才)第三五四号、同二九年一月二一日第一小法廷判決 民集八巻一号一〇二頁、同裁判所昭和四〇年(行ツ)第一〇三号、同四二年九月二 六日第三小法廷判決、民集二一巻七号一八八七頁参照)、また、(二)、その他の場合においても、処分の取り消しによつて生ずる不利益と、処分にもとづいてすでに生じた効果をそのまま維持することの公益上の不利益とを比較考量し、しかも該 処分を放置することが公共の福祉の要請に照らし著しく不当であると認めることが できないときには、職権でこれを取り消すことは許されないのである(最高裁判所昭和二六年(オ)第四五二号、同二八年九月四日第二小法廷判決、民集七巻九号八 市代学、イディスト (オース・ベース・ベース) (ロース・ベース) (ロース) (ロース・ベース) (ロース) (ロ 照)

しからば、本件扶助料の支給裁定の取り消しは、以上のような条理上の制限によ つて許されないものというべきであろうか。右扶助料の支給裁定が、一定の争訟手 続に従いもしくは当事者を手続に関与せしめて紛争の終局的解決が図られ確定する にいたつたものでないことは明らかであつて、本件が前記(一)の立場からの取消 変更をなしえない拘束が問題となる場合に当らないことは疑いのないところであるから、右取り消しが違法かどうかは、結局、それが前記(二)の見地からの制限によつて許されないものと認められるかどうかにかかつているといわなければならない。そこで以下、この点について検討するに、本件扶助料支給の根拠法令である恩給法附則(昭和二八年注律第一五五号)一〇条によるでは、「四和二八年注律第一五五号」一〇条によるでは、「四和二八年注律第一五五号」 給法附則(昭和二八年法律第一五五号)一〇条にもとづく旧軍人の遺族扶助料は、 戦死者の遺族の生活保障を主たる目的とするものであつて、強行法規によつてその 受給資格者の範囲と受給権者の順位とを厳格に法定されており、かつ、その受給権 は受給権者に固有の一身専属的権利であると認められるから、本件におけるごと く、後順位着であるため受給権を有しない者に対して遺族扶助料の支給裁定をなす ようなことは、右恩給法の趣旨に著しく反するところであり、したがつて他に特段 の事情の認められない以上、これを取り消して遡及的にその効力を失わせることが 公共の福祉に沿う所以であるといわなければならないばかりでなく、恩給法上、総 理府恩給局長の裁定という行政処分によつて遺族扶助料の支給を受ける権利が具体 的に生ずるという建前がとられている(同法一二条)ところから、恩給局長が受給 権者でない者を誤つて受給権者と認めて扶助料支給の裁定をした場合においても、 その裁定に公定力が認められる結果、それを取り消さない限り、真の受給権者は恩 給局長の支給裁定を求め現実に扶助料の支給を受けることができないこととなり、 法の目的に反するきわめて不当な結果を招来することとならざるをえない。一方、 右支給裁定を取り消すことによつて生ずる関係人の不利益はどうであろうか。支給 裁定の効力が遡及的に失われるため、誤つて受給権者とされた者としては、その支 給裁定にもとづいて支給を受けた利益が現存しているかぎり、これを返還しなけれ ばならない立場に立たされることとなり、不測の損失を被る場合がありうることは これを否定することができないけれども、恩給法にもとづく遺族扶助料の受給権

は、本来、法定の要件を具備する場合に直接同法にもとづいて発生する公法上の権利であつて、総理府恩給局長の支給裁定は、扶助料支給に関する公の権威をももである。受給権の要件を具備していることを公の権威をもしている。受給権者でない被控訴人に対して誤っていなされたからといってきた、それが取り消されたからといってまた、それが取り消されたからといってまた、それが取り消されたからといった。本件支給裁定ではる余余わによるであるにすぎないのである。のみならず、本件支給裁定になる法律関係がおおしては、一定期間被控訴人に対して金銭(扶助料)の支給がなされる法律状態がにおるにとどまり、それを基礎として第三者の権利もしによけにあるにとどまり、それを基礎として第三者の権利もしによけにあるによるによばないのであるから、右支給裁定の取り消しによってきない。新たな法律秩序が破壊されるにいたるという関係も認めることができない。

(要旨第一)これを要するに、本件支給裁定を取り消すことなくその効果をそのまま維持することによって生ずる公益〈/要旨第一〉上の不利益は、前記のとおりきないのに対し、これを取り消すことによる不利益はのであるといわなければならないのであって、この両者をかれこれ比較考量にあるらば、本件支給裁定を取り消すことなく放置することは、公共の福祉の要請に変いるようだとするといわなければならない。そうだとすると、本件扶助料にの支給裁定の取り消しは適法になされたものというべきであり、しかも、に初らないこと右にみたとおりである以上、その効果が既住に遡つて生ずることは多言を欠いこと右にみたとおりである以上、その効果が既住に遡つて生ずることは多言を欠いるいところであるから、被控訴人が支給を受けた本件扶助料は法律上の原因を欠く利得というべく、被控訴人は民法七〇三条にもとづいて控訴人に対し、その利得というべく、被控訴人は民法七〇三条にもとづいなければならない。

- 二 しかるところ被控訴人は、支給を受けた本件扶助料はすでに全額費消してしまい、しかも、そのために喪失を免れた資産もなんら存在しないから、被控訴人の利得は全く現存していないと主張するので、次にこの点について検討するに、成立に争いのない甲第一、二号証、原審での被控訴人本人尋問の結果ならびに前記争いのない事実を総合すると、次のような事実を認めることができる。
- のない事実を総合すると、次のような事実を認めることができる。 (一) 被控訴人は、昭和一六年六月二五日A、同Bの長女として出生したが、同二〇年六月二〇日父Aが比島レイテ島において死亡し、さらに母Bも同二二年一二月中ごろ(被控訴人の六才の時)被控訴人を婚家に残したまま実家に帰り、被控訴人の養育監護について全く関心を払おうとしないようになつたところから、その後は、父方の祖母Cおよび伯父D夫婦の手許で伯父の子五人とともに養育されて昭和三二年三月中学を卒業し、さらに翌三三年三月(被控訴人一六才の時)松山高等経理女学校を卒業した。
- (二) 右経理女学校卒業後ただちに、被控訴人は単身宇和島市に赴き、昭和三六年九月ごろまで同市内の衣料品店、陶器店等に事務員として勤務しながら伍活していたが、そのころ再び松山市に戻つて同市内の洋裁編物学校に入学し、約一年四ヶ月の間通学したのち、同三八年八月(婚姻届は同年一二月二〇日) Eと結婚するにいたつた。
- にいたつた。 (三) その間、被控訴人の母Bより昭和二九年二月二六日付請求書をもつて厚生大臣に対し、戦没者Aにかかる戦傷病者戦没者遺族等援護法にもとづく遺族年金および弔慰金の請求をしたところ、同三〇年六月二二日付をもつてその請求を却下されるにいたつたが、それよりほぼ二年を経過した昭和三二年八月末ごろ、被控訴人の祖母Cもしくは知人のFが、被控訴人を代理して総理府恩給局長に対し、恩給法附則一〇条二項にもとづく遺族扶助料支給の請求をした結果、同三三年四月八日および同年一〇月一日付をもつて本件支給裁定がなされ、これにもとづいて原判決末尾添付の一覧表記載のとおり、同年四月から三六年七月までの間一五回にわたり合計六二七、五六六円の扶助料の支給がなされた。
- (四) しかして、被控訴人が支給を受けた右扶助料はすべて、被控訴人が祖母らの膝下を離れて宇和島市内で商店勤務をしながら生活していたころから、松山市内の洋裁編物学校を卒業するころまでの約五ケ年間の生活費、学費などに費消してしまい、その返還請求を受けた昭和四一年六月中旬当時(受けた利益が現存するかどうかを判定すべき基準時)には見るべき財産もしくは貯えもなく、みずからも塗装店に勤めるなどして苦しい家計のやり繰りに腐心するような状態にたちいたつていた。

三 以上のとおりであるとすると、被控訴人の得た利益が現存することを前提とする控訴人の本訴請求は失当であり、これを棄却した原判決は結局相当であつて本件控訴は理由がないから、民訴法三八四条二項に従いこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき同法八九条、九五条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 橘盛行 裁判官 今中道信 裁判官 藤原弘道)